

〈基礎知識編〉

第二章

# 尖閣諸島は 日本固有の 領土である



魚釣島の住民（明治 30 年代後半・「八重島写真帳」より）

茂木弘道

「史実を世界に発信する会」事務局長

## 1 固有の領土であるということ

尖閣諸島は疑う余地なく日本固有の領土である。しかし、固有の領土であるということは、必ずしも古来から日本の領土であった、ということを意味するものではない。尖閣諸島は長い間無主の地であった。絶海の孤島（群）で、住む人はなく、近海での漁業もおこなわれていなかった。航海の標識島として認識されてきたが、ここを領域として管理する国は存在していなかった。琉球の領域でもなかつた。

明治28（1895）年、明治政府は尖閣諸島が無主の地であることを10年近くに及ぶ調査によつて確認したうえで、近代国際法に基づく先占権を行使して日本領土に組み入れたものである。そしてこれに対して当時清国から異議申し立てが行われたことはなかつたし、その後の中華民国・中華人民共和国からも異議申し立てはなかつた。そればかりか、1970年以前には中華民国・中華人民共和国とも或いは公文書において（遭難漁民救助感謝状）、國家の承認のもと作成された地図において、更には國家の機関紙（人民日报）において、明確に日本領と認めた記述をしてきたという事実が厳存する（後に詳述する）。日本の実効支配と相まって、近



茂木弘道（もとき ひろみち）

昭和16年東京都生まれ。東京大学経済学部卒。富士電機、国際羊毛事務局を経て、平成2年（株）世界出版を設立。日本語／英語学習誌『漫畫人』をアメリカMangain, Inc.と協力して発刊。「史実を世界に発信する会」（代表：加瀬英明）事務局長。著書に『文科省が英語を壊す』（中公新書ラクレ）『小学校に英語は必要ない』（講談社）ほか。訳書『太平洋戦争』は無謀な戦争だったのか（WAC）

代国際法から見て、これらは完璧な日本の領有権の根拠となる。これを称して日本の固有領土というのである。

## 2 日本の尖閣諸島領有経過

尖閣諸島は中国の福州からは420キロ、台湾の基隆<sup>キーロン</sup>から190キロ、石垣島からも170キロ離れたところに散在する小島群である。(P. 21 地図参照) 昔は人跡未踏といつてもよい島々であった。ただ琉球から中国或いは安南・ルソン・ジャバなどの南の国々への航路の標識島としては大事な島であり、したがって古地図に登場する。

しかし、この島を遠望するに止まらず、赤尾嶼<sup>セキビショウ</sup>、久場島、魚釣島の3島に接岸して地勢、植物、鳥類などを実地調査したのは美里間切の役人大城永保が最初であった。安政6(1859)年以来清国航海の途次数回にわたり調査を行い、この結果は沖縄県役人石沢兵吾から県令に報告されていた。

この調査報告資料はその後大きな意味を持つことになる。それは近代技術による遠洋漁業を可能にする船舶が出現ってきて大きな状況の変化がおこってきたためである。この島の付近たためにこの島についての知識が必要になってきた。

明治17(1884)年、福岡出身の古賀辰四郎は尖閣諸島を巡航し黄尾嶼<sup>コウビショウ</sup>に上陸した。以後石垣島を根拠地として、尖閣諸島でアホウ鳥羽毛の採取や魚介類の採取に従事した。18(1885)年には黄尾嶼の開拓許可を沖縄県令に願い出た。

明治18(1885)年1月、内務省は沖縄県に対し「沖縄県と清国福州の間に散在する無人島、すなわち尖閣諸島の調査を命じた。沖縄県令西村捨三は前記大城永保の調査に基づく報告を県役人大沢兵吾より受け、同年9月22日、内務卿あてに沖縄に属することにして支障ないと考えるが、なお実地調査を行いたい旨上申した。同時に大沢兵吾にさらなる実地調査を命じた。同年10月大沢は警部補他三名を伴い出雲丸に乗り込み実地調査を行った。11月4日に詳細な報告書を提出した(出雲丸船長も報告書を提出している)。これに基づき、西村県令は11月5日再度沖縄県への組み入れのための国標設置を内務卿宛上申した。

明治18年10月9日内務卿山県有朋は、太政官会議に提出すべく上申案をまとめ「宮古、八重山島に接近したる無人の島嶼」は清国所属の証拠もなく、沖縄県が国標を建設するのは差支え

ないとした。これに対して外務卿井上馨は「清国政府の猜疑を招く」恐れがあるので実地調査とその報告のみに止めるのが得策であるとした。当時の大国清国を刺激するのを恐れた判断であろう。確かにその6年後の明治24（1891）年に硫黄島に対する先占権の行使をしたことすらスペインの朝野を刺激したという事例を見るに、慎重になるのも無理もないと言えよう。沖縄県令からの再度の上申（11月5日）にもかかわらず、国標設置は見送されることになったのである。

正式領有は見送られたが、実態の方はどう進行していた。

地図についてみてみよう。明治12（1879）年発行の『大日本全輿地図』（松井忠兵衛編）では尖閣列島・和平島（魚釣島）、赤尾嶼、黃尾嶼などが日本領土として記載されている。また同年刊の『大日本全図』（柳田赳編）にも尖閣諸島が沖縄列島の中に記載されている。その後も明治18（1885）年発行の『日本沖縄宮古八重山諸島見取図』（賀田貞一編）、明治19（1886）年発行の『大日本測量全図』（下村孝光編）、同年発行の『洋語挿入大日本輿地図』（吉川秀吉編）などに尖閣は日本領と記載されている。これらは民間版であるが内務省認可となつていてる。

公的なものとしては、明治12（1879）年内務省地理局発行の『大日本府県管轄図』に

魚釣島がでている。明治19（1886）年発行の海軍省水路局編『寰瀛（注：カンエイ）——領海の意味』水路誌に尖閣群島が出てくる。

明治23（1890）年1月13日、尖閣付近の漁業が盛んに行われるようになつてきたので沖縄県知事から、水産取り締まりの必要もあり、八重山島役所の所轄に定めたいので国標建設を行いたいと内務大臣あての上申書が提出された。

明治26（1893）年11月2日、沖縄県知事より「尖閣列島周辺で、漁業等が盛んとなり、取り締まりを要するので、これら諸島が沖縄県領域であるとの標杭を建設したい」と、内務大臣、外務大臣あての上申書が再度提出された。

これを受けて、明治27（1894）年12月27日、内務、外務両大臣協議の上閣議に提出することになり、尖閣諸島の日本領有を決定した。翌明治28（1895）年1月14日の閣議で正式決定、21日に標杭建設を認める旨沖縄県知事に司令した。これは日清戦争の講和会議開始3月に先立つこと2カ月、下関条約成立の4月17日の3カ月前のことであった。

講和会議では尖閣のことが議題となることはなかつた。台湾全島とその付属諸島および澎湖列島が日本に割譲されたが、台湾の付属諸島に尖閣諸島は含まれていなかつたからである。たとえば清の公式文書『清会典』がある。康熙23（1668）年162巻が編纂された。

光緒24（1899）年の改訂版に台灣省全図・台灣府図・台南府図・台東州図が掲載されている。（すでに日本割譲後であるが、この台灣の部分は古いままとなっている）。そこには付属諸島も載っているのであるが、尖閣諸島はでていない。要するに台灣の付属地ではないからである。いわんや400キロ以上離れた福州の付属地ではない。地図にも当然載っていない。

したがって、日清戦争の勝利によつて尖閣を強奪したとか、あるいはどうさくさにまぎれて尖閣をものにしたなどと言う主張は全く根拠がない妄説である。

このように、無主の地尖閣諸島の領有に関する日本政府は極めて慎重に事実確認の調査を行い、更にその周辺が日本人の漁場となつてきている実情もふまえ、又現地からの要請にこたえる形で先占権の行使を決定した。文句のつけようのない領有であった。したがつて、これに異議を唱える国は當時全く存在せずまたその後も存在しなかつたのである。（1970年に至るまで）。

### 3 尖閣諸島の実効支配と開拓

明治28（1895）年1月14日の閣議決定に基づき、沖縄県知事に国標建設を指示すること

もに、翌28（1896）年3月5日の勅令13号で、4月1日尖閣諸島は八重山郡に編入され、南小島、北小島、魚釣島、久場島の名称で国有地となつた。

すでに明治18年に<sup>コウビショ</sup>黄尾嶼の開拓願を県に願い出、その後もたびたび開拓許可、土地の借用を願い出ていた古賀辰四郎は、明治28（1895）年6月10日、改めてこれら4島の官有地拝借願を提出したところ、ようやく同年9月、内務大臣より4島を30年の期限で、古賀辰四郎に貸与することが許可された。

そこで古賀は大勢の人々を移住させて魚釣島、久場島などの開拓を開始したのであるが、絶海の孤島のため危険を恐れて人がなかなか集まらず、又船も容易に接岸できず、荷役にも困難を來たした。遠洋漁業船を調達して島に向かつたが、陸岸には近づけず、遠く海洋の間に投錨し、割り船で島との間を往復するしかなかつた。又いかにして移民を安全に生存させるか、食糧の補給はどうするか、雨露をしのぐ方法はどのようにすべきか、衛生上の問題処理方法や、病気災難に対する救護の手段など多くの問題に直面した。

明治33年、上京して東京帝国大学の箕作佳吉理学博士に教えを乞い、理学士宮島幹乃介を紹介された。また沖縄師範学校黒岩恒教諭にも尖閣に来てもらい、両名から現地での設計の実地指導を受けた。そして開発の基本方式は次の通り定めた。

- 1 鳥類漁獲の乱獲を戒め、繁殖方法を講じ、種族断絶の憂いながらしむこと。
  - 2 家屋を建て、移住者の安息を図ること。
  - 3 船着きの安全と海陸運搬の利便を図るため、船の碇つなぎ所を設けること。
  - 4 久場島には河泉によるべ無きが故に天水畜槽を設けること。
  - 5 道路を開墾し、かねて汚物排除の方法その他衛生的設備を講ずること。
  - この方式に基づき諸工事を行い、小港湾、船積場所、繫留所、道路、汚物処理場、波堤なども築いた。
- 明治38年にはカツオ船3隻を建造し、宮崎県より漁師およびカツオ節製造人ら数十名を呼び、カツオ業に従事させた。
- 明治39年には台湾より樟の苗3万本を購入し、魚釣島、久場島に植え付け発育良好を見た。明治37年より水どり「アイサシ」「カツオドリ」等を剥製し、横浜、神戸で好評を得、明治39年輸出高20万羽、40年40万羽を超えるに至った。
- 明治、大正、昭和と古賀一族が行つた尖閣における産業内容は次の通り。
- 1 烏羽の採取、水どりの剥製
  - 2 魚類（鱗のヒレ等）、海草、貝殻、ベツ甲の採集
- |                     |           |
|---------------------|-----------|
| 3 カツオ漁、カツオ節の製造      | 4 植林      |
| 5 開墾                | 6 珊瑚採集    |
| 7 鳥糞、燐鉱の採掘          | 8 缶詰製造、等々 |
| 明治40年当時、魚釣島、久場島における |           |
| 開墾地面積 60余町歩         |           |
| 住民 99戸、248人         |           |
- 因みに魚釣島の住所は、石垣市字登野城2392番地。
- 明治42年には古賀辰四郎に、これらの方により、藍綬褒章が授与された。
- 島の開発はその子古賀善次に引き継がれ、200人を超す沖縄県民が魚釣島に居住して産業開発に努めたのである。この間官民あげての同諸島の調査が頻繁に行われ、幾多の学術文献が発刊されている。
- 昭和7（1932）年、内務大臣は古賀善次に魚釣島、久場島、南小島、北小島を有償で払

い下げた。昭和15年、戦争の激化により油の配給などが途絶えたので、一時的に古賀一族および従業員は那覇や石垣に引き揚げを行い、戦後無人島となつたが、アメリカ管理下においても古賀家は固定資産税を沖縄に払い続け、土地の所有権は認められていた。その遺産は現在さいたま市在住の栗原一族が所有している。島を永久に自然のままに残すという約束で古賀氏から購入したという。

このように、国際法に基づき領有宣言がなされた無主の地であつた尖閣諸島は、日本の領土になるとともに、開拓が進み、実効支配が行われてきたのである。戦争による住民の引き揚げと、米軍占領下に置かれた時期においても米国民政府下の琉球政府が実効支配の業務の多くを行つていたのである。四、で詳しく説明する。

#### 4 米占領下の尖閣

昭和21（1946）年1月29日の連合国最高司令部覚書により北緯30度以南の奄美大島を含む諸島は日本の行政管轄外とされ、尖閣諸島もその中に含められた。

昭和25（1950）年9月1日施行の群島組織法では宮古島群島に大正島、そして八重山群

島に他の尖閣諸島が含められた。

昭和27年4月1日、米民政府下に奄美・沖縄・宮古・八重山4群島の琉球政府が発足した。琉球政府章典では、政治的・地理的管轄区域を以下の通り規定している。

北緯28度・東経124度40分を起点として、

北緯24度・東経122度の点、

北緯24度・東経133度の点、（途中略）  
の点を経て起点に至る。

翌年奄美群島が日本に返還されたのに伴い12月19日米民政府は、民政布告第27号で琉球列島の地理的境界を指定したがそれは奄美群島の部分を除き、前年の前記境界線の再指定である。その地図が次の通りである。太い線が示しているのを見ればわかるように、左上の北緯28度、東経124度40分の点から、左下の北緯24度・東経122度の点を結ぶ線の中に魚釣島などの尖閣諸島が入っている。この境界線が以後一貫して米軍によつて使われていた。尖閣諸島は米占領下においても明確に沖縄の領域に入れられていることを確認することが出来る。

昭和46（1971）年6月17日調印、翌年5月15日発効の沖縄返還協定の付属文書の領域表示は、上記の民政府布告によるものである。

久場島の軍用地基本賃貸借契約書  
(1958.7.1)

BASIC LEASE  
基本賃貸借契約書

GRI Nr. 183-1  
琉球政府番号

THIS LEASE, made pursuant to the provisions of HICOM Ordinance Nr. 20, "Acquisition of Leashold Interest," dated 12 February 1959 and made effective 26 January 1959, 12日付高等弁務官布令第20号「賃借権の取得について」の規定に従い  
this 28 day of JAN, 19 60, between KOGA, ZENJI

19 60 年 1 月 18 日 東京都北区港野川7の46

whose address is TOKYO-TO, KITA-KU, TAKINOGAWA, 7-46

に居住する

, hereinafter called the

古賀善次

(以下賃貸人という)

Lessor, and the Government of the Ryukyu Islands, hereinafter called the Ryukyuan 琉球列島政府 (以下琉球政府といふ)との間に締結され、次のとおり規 定す る。

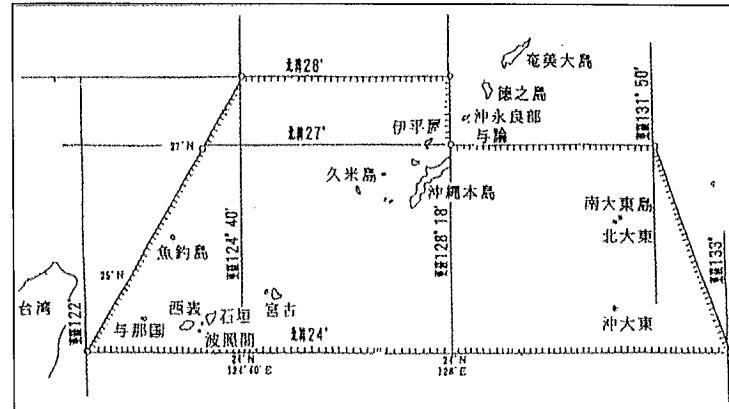
1. The Lessor, in his capacity as ATTORNEY-IN-FACT  
(owner or otherwise)

賃貸人は 代理人 (所有者又はその他の権利者)として、この契約書の末尾に表示された土地をここに琉球政府に賃貸する。

2. The Ryukyuan Government is authorized to sublease said land to the United States of America under a master lease. The termination of such master lease, insofar as it pertains to the land described at the end of this lease, shall constitute a termination of this lease. 本契約の下に当該土地をアメリカ合衆国に賃貸する権限を有する。総括賃貸借契約の終了は、それがこの契約書の末尾に表示された土地に関する限り、この契約の終了となる。

3. The term of this lease shall begin 1 July 1958 and shall continue indefinitely, or until this lease terminates in accordance with paragraph 2 above. この契約の期間は1958年7月1日に始り、不定期間又は上記第2項により終了するまで継続する。

4. (Alternate Nr. 1) The Ryukyuan Government shall pay to the Lessor upon the execution of this lease the sum of 1959年6月30日までの借賃として米弗五千七百六拾參九拾弐仙 (5,763弗92仙) を



琉球列島地理的境界線 (1953年米民政府布告)

昭和36年(1961年)には石垣市が土地等級設定のため係員11名を尖閣諸島に派遣した。

このように、尖閣諸島は明確に沖縄の一部として米軍から認識され、又石垣市役所は行政業務を行つてゐたのであるが、無人島になつたために海上警備については必ずしも十分に行われているとはいえない状況であった。昭和25年(1950年)頃から台湾漁民による不法操業が目立つた。台湾人は尖閣諸島を外界の無人島と見做していたからである。

昭和43年(1968年)頃から台湾人労働者が尖

実彈演習所に指定した。古賀善次と軍用地賃貸契約書を結び賃料を支払つてゐる。次に賃貸契約書のコピーを掲載する。



琉球政府が設置した警告標識（昭和45年）

閣諸島に不法上陸し、沈没船の解体作業に従事するものが出でてきた。琉球政府は彼らに對して不法入域者として退去を勧告した。

昭和44年（1969年）5月9日尖閣諸島の行政管轄を示す標識設置のために、石垣市長以下関係者が魚釣島、久場島、大正島、北小島、南小島の5島に赴き、コンクリート製の標識を設置した。前ページの写真の通りである。

昭和45年（1970年）には、アメリカ陸軍省からの指示に基づき、「琉球列島住民以外の者の、尖閣諸島への不法入域を禁止した警告



石垣市が建立した魚釣島の行政管轄標識（昭和44年）

版」が建てられた。警告版の写真とその文言は前ページの通りである。

尖閣諸島の実効支配が米軍占領下において行われていたことを示す分かりやすい事例である。

また、一連の学術調査が沖縄・日本の関係者によつて行われてきたことも尖閣が見捨てられた地域ではなく、日本の実効支配下にあつた一つの証拠として付け加えておきたい。

・昭和25年（1950年）～45年（1970年）・琉球大学による生態学術調査が五次にわたつて行われた。

・昭和43年（1968年）・総理府学術調査団・琉球大学・琉球政府合同の地下資源・水質・海鳥・植生調査。

・昭和44年（1969年）、45年（1970年）・総理府第一次、第二次学術調査団の海底地質調査。

・昭和45年（1970年）・九州大学・長崎大学合同調査隊の地質・生物相・海鳥・水産昆虫類調査。

さらに那覇在住の大見謝恒寿は昭和36年（1961年）当時から沖縄・宮古・八重山周辺海域の石油・天然ガス調査を行つてきたり、44年（1969年）2月、尖閣諸島周辺海域での鉱

業権5219権を出願し、12月尖閣諸島と大陸棚における石油鉱床説明書を提出した。日本政府もこうした動きに対応して調査活動を行つてきている。

そして国連極東経済委員会（ECAFE）がこの海域での調査を実施し、昭和43年（1968年）に報告書を提出した。その中で周辺海域に地下資源の存在の可能性が指摘された。これ以来中国・台湾が突如として領有権主張を行う事になるわけである。丁度沖縄が日本に正式に返還されることになるタイミングであつた。

## 5 近代国際法に基づかない中国の領有権主張

ECAFE調査報告書が発表されると、中国政府はそれまでに尖閣諸島を日本領と認識していた事実をまるで無きが如くに、昭和46年（1971年）12月、突如として尖閣諸島に対する領有権を主張し、国連海洋委員会で公式に表明したのである。沖縄返還協定によるこの島嶼の日本への返還は容認できないとした。

その主張の内容は、以下にあつた。

一 釣魚島などの島嶼は、古来、中国の領土である。

二　中国は、台湾に付属する釣魚島などの島嶼を回復する。

その根拠は、以下の通りである。

- (1) 釣魚群島は、中国が最初に発見し、中国の版図に入れた。
- (2) 中国が最初に発見したものであり、一律にそれが無主の地としても、先占の原則で占有することはできない。先占を以て、無人地を無主地とすることはできない。
- (3) 琉球冊封使の記録からも、その中国のかかわりが立証できる。
- (4) 明朝政府は1556年、これらの島嶼を中国福建省海防区域に組み入れた。
- (5) 1893年、西太后はこの地を<sup>ヤマシナカ</sup>盛宣懷に下賜した。
- (6) 釣魚群島は、地質構造上、台湾の付属地である。
- (7) 馬關条約（下関条約）で台湾と付属島嶼が日本に割譲された。よってこれに含まれる釣魚島をも含めてすべてが中国に返還されるべきである。

### 〈反論〉

これらはすべてが歴史的根拠に欠け、近代国際法的にみて全く無効な主張である。すでにこれまでに述べたが、これまでの領有過程の説明で、それを明らかにしているかと思うが、さらに具体的にそれを説明することにしよう。

一、基本的に一、古来、中国の領土である、という主張は、日本が領有する前の時代の清国の版図に尖閣諸島が入っていたことはない、という事実によって100%否定される。それは、清国的重要な官選文書である『清会典』の最新版（光緒二五年、一八八九年版）においてその図説の輿地に台湾全図、台湾附図、台南府図、台東付図が載っており、そこには付属島がすべて記載されているのであるが、尖閣諸島、あるいは釣魚島群は全くでていないということである。本質的には、これで中国の主張はすべて論拠皆無となる。中国人の手になる古地図に尖閣諸島が出ているという事例は、国際法上領有権の根拠には全くなりえない。版図として地図に記載されていない限り領有権の根拠にはならないからである。

全く出でていないという事は、上記の事実と完全に一致する。

一、台湾に付属する釣魚島と言う主張に論拠がないことは、一、すでに尽されている。馬関条約（下関条約）の締結交渉において、尖閣諸島（釣魚島）がただの一度も話題に上らなかつたのは、そもそも尖閣諸島は台湾の付属島ではなつたからである。当時の地図において台湾の付属島になつてゐる例はない。『清会典』でそうなつていないのでから当然のことである。要するに台湾と尖閣諸島とは無関係であるということである。

(1) 中国人発見説の論拠は、琉球冊封使の記録にでてゐるということである。冊封使録は明の時代の陳侃の『使琉球錄』(1534年)をはじめとして以後12使録が刊行されている。このほとんどすべてに日本語訳注を施したのが原田禹雄氏（注）である。

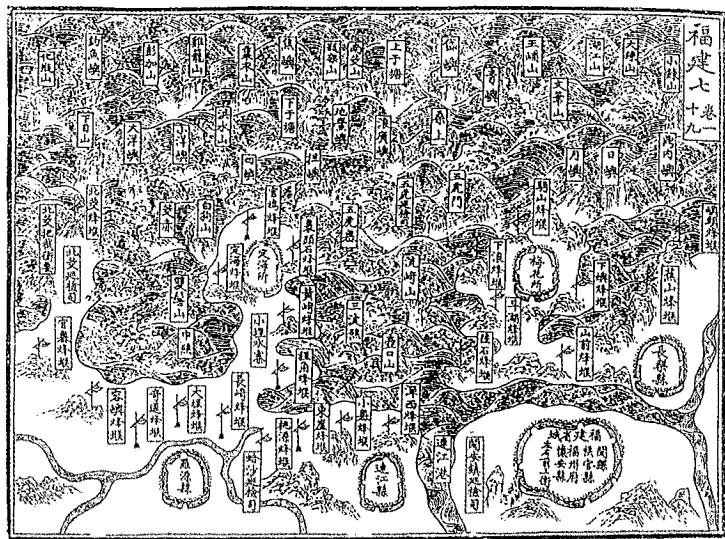
注：原田禹雄氏は1927年、京都生まれ。1951年京都大学付属医学専門学部卒業。医学博士。文部教官、厚生技官、学校長として医学教育に従事。琉球に関する研究に携わり、冊封使録の訳注他多くの著書をだした。

原田訳の陳侃『使琉球錄』には、「釣魚嶼をよぎり、コウビショ黃尾嶼をよぎり、ヤシマ赤嶼をよぎり、次々とめまぐるしく島影が過ぎていつた。」と記述されている。しかしだからと言つ

て魚釣島などが中国人が発見したという証拠にはならない。同書には、「琉球國の進貢船が福州に到着したが、私たちはそれを聞きうれしく思つた。福建の人々は（那覇への）航路をそらんじていないので、ちようど、そのことをしきりに気にやんでいたのであつた。到着をよろこび、航路の詳細をたずねることができた。」「（琉球の世継ぎの）世子はまた、福建の人々が、船の操縦が十分でないことを心配しまして、カシシ看針通事一人に、琉球の船員で航海によく馴れた物30人を引率させて派遣し、福建の船員の代わりに航海の仕事をさせることにいたしました。」とある。

要するに琉球—福建間の航海は琉球人が福建人よりもよく知つていて、航路を教えたり、船を操縦したりするのはほとんど琉球人がやつていたという事である。それは当然のことで、海禁策を取つた明と違い琉球人は海洋人であつた。明代の琉球からの進貢船は冊封使船の10倍以上福建との間を往復した。したがつて、使録に書いたのは中国人かもしれないが、尖閣のことをよく知つていて中國人に教えてあげたのは琉球人だつたということである。

即ち、尖閣の発見者は琉球人であつたが、しかしだからと言つて琉球に領有権があると言ふことにはならない。いわんや教えてもらつた中国に領有権など表現する余地



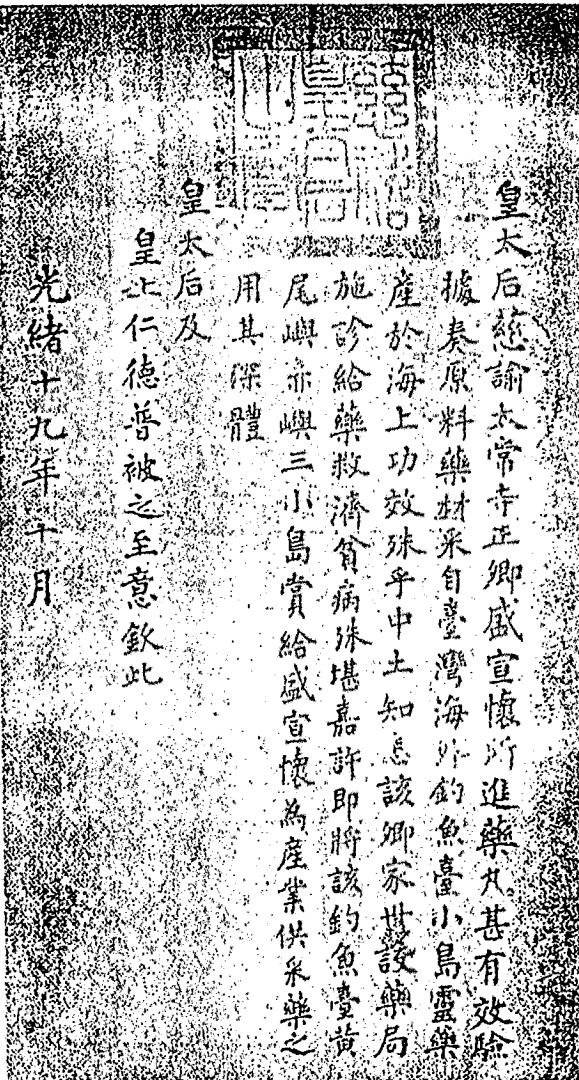
胡宋憲『籌海図編』(1556年)

閣諸島が出ていることを以て、海防区域に指定され支配下にはいったというのであるが、全く無理な主張である。

海賊対策をしようとしたら出没海域とその出撃拠点を含む広い海域の地図が必要とされるので、できるだけ広い地域の地図を作るのは当然のことである。戦いを行う場合に敵国を含む地図を用意することを考えればよい。その地図に敵国が含まれていたから、これは海防区域に入ったので、領有権がある、などと言ふべきだ。別に領土を示すものとは関係がない。実際この地図には、雞籠山(ケロウサン)が出ているが、これは台湾のことである。中国の正史『明

はゼロである。

- (2) 最初に発見したのだから、無主の地であつても、先占の原則で占有することはできない、という主張は、上記の、「尖閣を最初に発見したのは琉球人であつた」と言う事実によって根本的に否定される。もつとも琉球人が最初に発見したとしても、無主の地であつた尖閣に対しては、先占によつて領有権の行使はできる。それが近代国際法の常識である。
- (3) 冊封使の記録から中国とのかかわりが立証できるといつても、どこにも中国領であるとの記述はない。また、少なくとも海洋人であった琉球の方が「かかわり」ということでいえば、圧倒的に深い。何しろ進貢船は冊封使船の10倍以上往復しているのであるから。琉球より中国への進貢船はおよそ500年間に合計278回、これに対しで中国からは23回に過ぎない。琉球からは安南、シャム、スマトラ、ジャバ等への航海を含めると公船だけで580回以上出ている。すべて尖閣沖をこれらの島を標識としながら航海していたのである。
- (4) 嘉靖38年(1556年)胡宋憲が倭寇討伐を命ぜられこの過程で釣魚島・黃尾嶼・赤尾嶼は福建省海防区域に編入されたという主張である。胡宋憲の『籌海図編』に尖



西太后詔書（盛宣懷に下賜）

史』は雞籠山（台灣）を外國列伝に入れている。『籌海圖編』がこれを否定している  
がこちらが正しいというつもりなのか。

- (5) 西太后の詔書は二セモノと断定できる。光緒19年（1893年）清朝大官盛宣懷が  
釣魚島・黃尾嶼・赤尾嶼の三島へ薬草の海芙蓉を採取に赴き、その錠剤を慈禧太后に  
進呈したところ、その薬効から、西太后はこの三島をその者に与えるとの詔書を下さ  
れたというのである。

この詔書が二セモノである理由は以下の通りである

赤嶼<sup>セキショウ</sup>は草一本生えない岩山であり、久場島や魚釣島はこの時期には古賀氏が開拓經營していただがそのような採取をした中国人がいたなどとは全く言われていなかつた  
し、また、薬草が産出された記録はない。

清国が当時これらの島を自国領と見ていたのなら、明治初期から28年に至る間度重  
なる日本側の探査、調査、地図上の日本領との記載、そして28年の領有にたいして何  
故全く抗議がなされなかつたのか。そのようなことはあり得ない。

この詔書は通例の形式ではない。10月とだけあり日付がない。また、玉璽も違つて

いる。盛宣懷は光緒19年当時、詔書に記載されている「太常寺正」ではなかつたことも確認されている。ニセ詔書作りにチヨンボがあつたということだ。残念ながら、これだけで100%捏造ものと結論付けられる。

この記述は、『清朝実録』、『東華錄』、『東華統録』にも見当たらない。領地を与えておきながら記録に皆無というのはほとんどありえない。

(6) 釣魚諸島は、地質構造上台湾の付属諸島であるというのは、領土とは全く無関係な主張である。地質構造の事を言い出すと世界の多くの地で領土が変更されなければならなくなるであろう。

なお、植生のことでいえば、尖閣問題が起こったときに生物学者でもある昭和天皇は、「尖閣にソテツはあるか」とお尋ねになつたそうである。「あります」との答えに、「やっぱりそうか」と言われたと伝えられる。沖縄にはソテツが大量に生育しているが、台湾には生育していないのである。植生圏で云うと尖閣は完全に沖縄県に含まれるのである。

(7) 下関条約による台湾割譲とは全く関係がないことは、一、述べたとおりである。また、地質構造上台湾の付属地と言ふ主張も、領土とは関係ない事、従つて台湾割譲とは関係ないことは(6)でのべたとおりである。

なお、1992年2月25日、中華人民共和国は領海法を公布。釣魚列島（尖閣諸島）は中国領であると記載している。

## 6 中華民国（台湾）の主張とそれに対する反論

中華民国の主張はほぼ上記の中国の主張とおなじである。したがつて、5、の反論がそのまま適用できる。ただ、従来中華民国は琉球の帰属要求を行つてきたので琉球は本来中国の領土である、という主張をより強く打ち出している。

中華人民共和国もこの考え方を表面に打ち出してはいないが、基本的に保持していると考えられる。毛沢東もそういう発言をしているし、中国の学者でこの主張をするものも多い。近代以前の支配体制における中国の冊封対象国は中国の属国であるという意識は潜在的に広く共有されていると見るほかない。尖閣領有を図々しく言い出す心理的なベースとなつてているようである。

近代以前の東アジアの中心国であった中国は、周辺の国々を対等な国とは認めず、宗主国、

服属国という関係でなければ、国交、貿易を認めないとする立場に立っていた。日本は例外的に冊封を受けず独自性を維持したが、そのほかの東アジアの国々はほとんどこの冊封体制に組み込まれていた。

琉球も明以来この冊封を受ける立場となり、朝貢船を送り貿易を行っていた。これを属国、あるいは自国の領土だ、と言い出すのは、近代国際法体系の完全な否定であり世界中に大混乱、をとと言うより大災厄をもたらすことになりかねない。なぜなら、朝鮮、ベトナムはいうに及ばず、ミャンマー、その他中国周辺国で冊封を受けた国は多いからである。いずれにしても、このような前近代、非近代的な思考をする国が中国であるという事を世界中の人々がよく理解しないと大変なことになりかねないのである。

漢民族の中華思想のくびきから自由となつてゐる中華民国（台湾）の元總統の李登輝氏は平成14年（2002年）9月16日『沖縄タイムス』のインタビューに答えて、次のように述べている。（9月24日号）

尖閣諸島の領土は、沖縄に所属しており、結局日本の領土である。中国がいくら領土権を主張しても証拠がない。国際法的に見て、何に依拠するのか明確でない。国際法的な根拠

抛「中国の領土権」があつて、第2に「兵隊が駐屯した事実」がないと、領土権をうんぬんする資格はない。

過去の、いわゆる「国共合作」の事実も知つてゐる。香港の工作員が蘇澳の漁民を扇動していた。漁民が騒ぎ立てたとき、私は軍艦を出動させ阻止した。

それよりも、台湾の漁民にとつて、もっと重要な問題に漁業権がある。戦前の日本の国会は、尖閣諸島と与那国、<sup>キルン</sup>基隆の漁業権を台湾に譲つてゐる。戦後になつて、日本政府は何も言つてこない。真剣に考えてほしい。

これこそ世界に通用する国際常識であろう。台湾の人々が、漢民族中華主義のドグマから離れて李登輝元総統の言葉に耳を傾けてほしいものである。

## 7 日本政府の立場

日本政府は昭和45年（1970年）に入つて中華民国（台湾）あるいは中華人民共和国が尖閣諸島に対する領有権を主張し始めたのにたいし、国会答弁等を通じてその立場を表明してき



『尖閣諸島について』（1972年外務省情報文化局）

たが、昭和47年（1972年）3月外務省見解として尖閣諸島に対する日本の領有権を明確にした。それは尖閣諸島に対して日本が一貫して領有権を有していることを確認したもので、そこでは、尖閣諸島は、沖縄返還協定により日本に施政権が返還される地域に含まれている旨が明確にされた。尖閣諸島に対する領有権についての同様な立場は、昭和45年（1970年）9月琉球政府が公式に発表しており、また同年8月琉球立法院の決議でも確認された。

日本政府の立場の要旨は次の通りである。

- 一、尖閣諸島は先占により日本領土に編入され、爾來、歴史的に一貫して日本領土、南西諸島の一部を構成している。
- 二、サンフランシスコ平和条約において、南西諸島の一部として米国の施政下に置かれた。
- 三、この地域は1971年沖縄返還協定により、日本に施政権が返還され、現在に至る。

詳細な説明冊子（19ページ建て）が、同年に外務省情報文化局より発行されている。大変説得性に富む内容である。現在冊子は無いようであるが、大増刷して内外に配布すべきである。また、外務省ホームページにもこれを載せて世界に発信すべきである。

なお、現在外務省見解として外務省のホームページに掲載されているものは、次のものであ

る。日・英・中3ヶ国語で掲載されている。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/>

### 尖閣諸島領有権に関する基本的見解

尖閣諸島は、1885年以降政府が沖縄県当局を通ずる等の方法により再三にわたり現地調査を行ない、単にこれが無人島であるのみならず、清国の支配が及んでいる痕跡がないことを慎重確認の上、1895年1月14日に現地に標杭を建設する旨の閣議決定を行なつて正式にわが国の領土に編入することとしたものです。

同諸島は爾來歴史的に一貫してわが国の領土たる南西諸島の一部を構成しており、1895年5月発効の下関条約第2条に基づきわが国が清国より割譲を受けた台湾及び澎湖諸島には含まれていません。

従つて、サン・フランシスコ平和条約においても、尖閣諸島は、同条約第2条に基づきわが国が放棄した領土のうちには含まれず、第3条に基づき南西諸島の一部としてアメリカ合衆国の施政下に置かれ、1971年6月17日署名の琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（沖縄返還協定）によりわが国に施政権が返還された地域の中

に含まれています。以上の事実は、わが国の領土としての尖閣諸島の地位を何よりも明瞭に示すものです。

なお、中国が尖閣諸島を台湾の一部と考えていなかつたことは、サン・フランシスコ平和条約第3条に基づき米国の施政下に置かれた地域に同諸島が含まれている事実に対し從来何等異議を唱えなかつたことからも明らかであり、中華人民共和国政府の場合も台湾当局の場合も1970年後半東シナ海大陸棚の石油開発の動きが表面化するに及びはじめて尖閣諸島の領有権を問題とするに至つたものです。

また、從来中華人民共和国政府及び台湾当局がいわゆる歴史的、地理的ないし地質的根拠等として挙げている諸点はいずれも尖閣諸島に対する中国の領有権の主張を裏付けるに足る國際法上有効な論拠とはいえません。

きわめて妥当な主張であり、世界中の常識を持つた近代人なら受け入れる内容である。問題なのは、「相手を刺激する」ことを恐れて、これを中国に対し、又世界に対して大々的に発信していくことを躊躇している政府・外務省の姿勢である。

## 8 「尖閣問題」米議会報告書

アメリカは沖縄占領統治の間、尖閣諸島を完全な沖縄群島の一部として扱い、そこに何ら問題がないと考えてきたにもかかわらず、中国が領有権主張し出してから、奇妙と言わざるを得ない「中立的」立場なるものを取り出しているのは、極めて遺憾である。この問題は、単に利害の異なる国々同士の領有権の争いではなく、近代国際法を順守しようとするのか否なのか、という問題であることをアメリカは正しく理解すべきである。中立はあり得ない事を知るべきである。

米議会調査局が平成8（1996）年11月1日、「尖閣諸島（釣魚島）紛争・米国の法的関係と責務」と題する報告書を作成した。日米安保条約は同島に適用され、米国が第3国の軍事攻撃に対して共同防衛を負う事を明確にしながらも、なお中立の立場も強調しているのである。中国に配慮して、国際法原則を軽視した極めて問題を含む報告書である。

### （概要）

1951年の対日講和条約成立以来、尖閣諸島に對して法的関係を有してきた。その法的関係の主要部分は、

- (1) 53年から71年までの米国による尖閣諸島の統治
- (2) 71年沖縄返還協定への尖閣諸島の包摂
- (3) 領有権の各当事者の主張事態への米国の立場
- (4) 沖縄返還協定による日米安保条約の尖閣諸島への適用

### （序論）

この領土紛争の歴史と、現在の緊張は95年後半から96年にかけ、中国がこの海域に海洋調査の船や石油掘削装置を送りこみ始めたことに端を発する。

96年7月には日本の学生グループが島の一つに灯台を建て、日本国旗を掲げた。中国はそれに対して一連の非難で対応した。日中両国いずれでも米国の尖閣諸島に對する法的関係について疑問がいくつも提起されるに至った。この報告書はそれらの疑問にかかる諸点を説明する。

### (競合する領有権主張)

中国と台湾の主張は類似の根拠を有する。

中国は台湾の漁民が明朝時代（1368～1664年）から、漁業活動のために、この諸島を使用していたと主張する。

沖縄へと旅した中国の使節が琉球列島の西の境界が釣魚島の東に引かれていたことを記録したとも主張する。

1893年、清朝の慈禧皇太后（西太后）は釣魚島で薬草を採取した清国民の盛宣懷に同島を下賜した。

だが中国は同島に軍事、民間いすれの人員を定住させたことは全くなく、付近の海域に海軍力を常駐させたこともない。

日本は1894年から95年にかけての日清戦争までは同島の領有権を主張したことはなかった。だが、1895年1月14日、明治天皇は尖閣諸島の日本編入を認めた。

同年日中両国が調印した戦争終結の下関条約で中国は日本に「台湾島に関連する或いは所屬するすべての諸島とともに」台湾を割譲した。

だが同条約は、尖閣諸島には触れず、条約の交渉でも同諸島が論じられることはなかつた。

日本はこのことから尖閣諸島の自国編入は日清戦争とは別個の行動だ、と主張する。

中国はそれに對し日本が同戦争の勝利を利用して同諸島を取得したと、主張する。

中国はさらに第2次大戦での連合国のかいロ、ポツダム宣言の意図は日本が軍事侵略により中国から奪取した領土を返還させることだ、とも主張する。

### (1953年から71年の米国の尖閣統治)

米国の同諸島への施政権行使は51年の対日講和条約の結果として53年に始まった。

同条約は尖閣諸島には触れていないが、中国の統治に復帰し、中国が領有権を主張した他の諸島には言及していた。それらの諸島には台湾、澎湖諸島、南沙諸島、西沙諸島が含まれていた。

同条約第3条は、「(琉球列島と大島諸島を含む) 北緯29度以南の南西諸島」の統治権はすべて米国に付与した。53年には米琉民政府は、布告27号で「北緯29度以南南西諸島」には尖閣諸島をも含むことを示す境界を定義づけた。

沖縄返還協定の調印時には米国務省高官数人が、対日講和条約の調印の際に「北緯29度以南の南西諸島」には尖閣諸島が含まれることを日米両国が了解していた、と言明した。

さらに米国尖閣諸島統治中、米海軍は同諸島に射撃訓練場を設置し、その賃借料年間

1万1千ドルを同諸島の最初の開拓者の息子の古賀善次に支払っていた。(以上が報告書の要旨)

中国の領有権主張に対する記述以外は、正確な認識を示している。中国が明の時代に台湾の漁民がこの海域で漁業をしていた、と主張しているなどのところは完全な間違いである。そもそも明は台湾を領有していなかつたし、当時原始的な漁業しかしていなかつた台湾漁民が、より近くにいる沖縄漁民すら近づかなかつた尖閣付近で漁をするはずもない。また、西太后が盛宣懷(センカイ)に同島を付与したという詔書は5、で述べたように100%ニセモノである。外務省は、こうしたことをアメリカに伝えて、認識の修正を求めるべきである。

## 9 マルクス主義歴史学者・井上清の妄説

尖閣領有問題が起つた昭和45年(1970年)ころから、当時京都大学教授であつた歴史学者井上清は、中国の領有権主張を擁護する研究論文、主張等を精力的に書き、その多くが現在の中国の主張にとりいれられている。昭和47年には、これらをまとめた『尖閣列島』という

本を現代評論社から出版している。

井上の主張は基本的に二つから成り立つ。第一は、日本は、日清戦争で琉球の独立を確定し、釣魚島を盗み、公然と台湾を奪つた。従つて、日本の尖閣列島領有とその先占の法理は、帝国主義の発露であり、国際法的にも無効である、というものである。第二は、歴史資料に基づき明の時代から中国領として知られ、清代の記録も中国領と確認しているというものである。

第一の論は、マルクス主義のイデオロギー論を露骨に述べたものであるが、2、日本の尖閣諸島領有経過、で述べたとおり、全く成り立たない空論であるので、これ以上触れる必要はない。第二の歴史資料に基づく主張であるが、その資料はほとんど「冊封琉球使録」に基づいている。その訳注(11点分)を行つたのが、原田禹雄氏であることは5、で述べた。原田氏はその著書『尖閣諸島—冊封琉球使録を読む』の「はじめに」で次のように述べている。

その本(井上清著『尖閣列島』—筆者注)はやはり喧騒(けんそう)を極めたものであつたが、私自身がこれまで大切にしてきて、一字一字心をこめて訳し、丁寧に注を施してきた冊封琉球使録が、井上清の強引な理屈の中で、好き放題に利用されているのを見て、我慢できなくなってしまった。私自身は、政治にうとく、歴史や国際法に何の素養もないのだが、しかし井上清

のこの本はまともな歴史学的な記述などとは、つまり、史的解明だとは決して思われない。

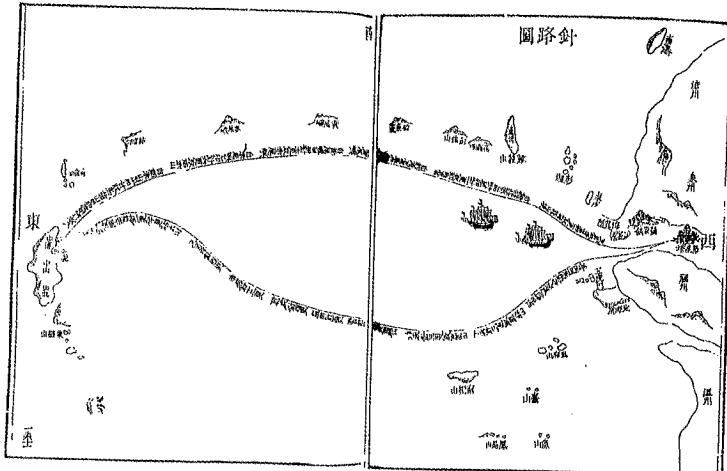
井上清のいう歴史的根拠は、基本的に全く事実歪曲に基づく妄説であることは、この批判で結論づけられていると考える。もはや一々言つてることにつき合わなくともよいかもしないが、いくつかよく知られている、あるいはよく取り上げられている論点について具体的にその間違いを指摘していくことにしたい。なお、5、中国側主張の根拠(1)(2)(3)(4)は、井上の論にほぼ基づいており、これに対する反論は、井上説への反論であるので、そこをみていただきたい。

・冊封使の記録から久米島が琉球の境であつて、赤嶼（大正島）以西が琉球領でない点は、中国人にも琉球人にも明らかであった、と言うのであるが、それはそれ以西が「中國領」である証明には全くならない。確かに赤嶼以西は琉球領ではない。とても住むことも、接岸もできない島だからである。しかし、中国人にとつても事情は同じであつた。まるで、琉球領（或いはどこかの国の領土）以外、地図に出ているところはすべて中國領であるかのような、それこそ中華唯一天下觀、中華帝国主義丸出しの笑うべき妄想である。陳侃（チンカン）の『使琉球錄』をその証

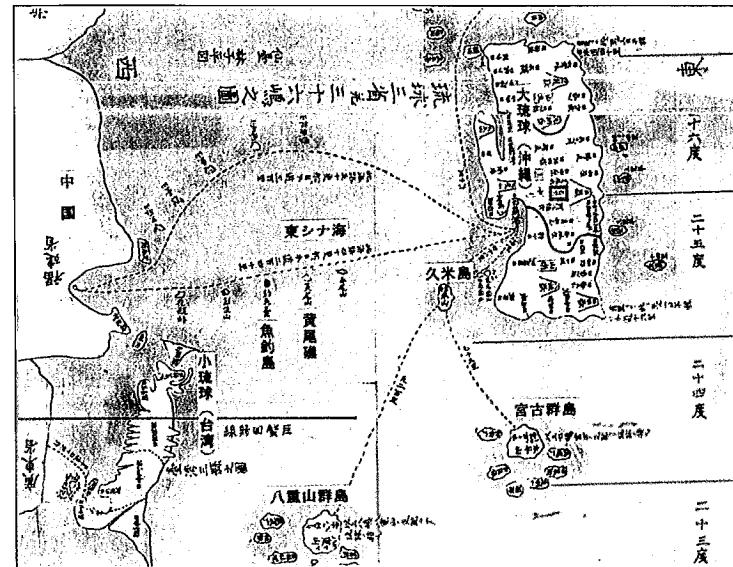
拠に挙げているが、そこには航路に小琉球（台湾）がでてくるが、台湾は明の時代に明の版図に入つていなかつたことで、井上のこの論は全面崩壊する。

・清代の冊封使汪楫の記録に赤嶼と久米島の間が「郊」、「中外の境」であるとしていることを持つだす。ここで安全祈願的なことをするのは、この海の難所（郊）を越えると人の住む久米島に安全にたどり着けるということであつて、別に領土的な意味合いは全くないのを井上は勝手読みしているだけである。なにしろ、尖閣は琉球人すら接岸もできない絶海の孤島群である。いわんや中国人などよれるはずもなく、台湾を版図に組み入れた清の版図図にも全く出でこない島である。清の公式文典『清会典』に載つていなことが、決定的な結論となるのである。

・1561年に胡宗憲編纂の『籌海圖編』に、雞籠山、釣魚島嶼、化瓶山（コビンサン）、黃尾山（ヨウエイサン）、攬攬山（ランランサン）、赤嶼が福建省の羅源県、寧德県の宴会の島として示されており、それらの島嶼が中国領であつたことを意味している、というのである。5、(4)の反論で述べたように、胡宗憲は倭寇討伐を命じられ、そのためにこの地図を作つたのである。地図そのものは、そこに示したように極めてずさんなもので、福建から400キロも離れた釣魚島がずっと近くの雞籠山と並んでいたり、基隆の近くの化瓶山が釣魚島より沖縄側にあつたりする。海賊退治であるから広くその根拠地と周辺を地図に載せたものであろうが、「海防区域だから」領土に入った、などと言ふ



『中山伝信録』「針路図」(徐葆光)



『三国通覧図説』「附図」(林子平)

論は全く笑止千万である。戦いの必要で敵国を地図に載せたらそれは自国の領土を意味すると言つてゐるのに等しいからである。何よりも明は小琉球（台湾）を版図に入れたことがないのに、この『籌海図編』には台湾である雞籠山がでてくるのであり、要するに領土表示とは全く関係ないという事である。こんなものを領土であつた証拠にするものが学者なのが疑うものである。

- ・林子平の『三国通覧図説』「附図」では尖閣諸島は中国と同じ色になつてゐるとの指摘。『琉球三省ならびに三十六島の図』（三国通覧図説）は江戸時代末期に林子平が著したものである。林子平は、琉球など

へ旅したことがないので、中山伝信録に基づいて仙台で制作したと注釈を付けてゐる。中山伝信録は冊封使録の一つで、清代の1721年に作られたものである。林子平の附図では、大琉球（沖縄）や宮古、八重山群島、奄美大島はうす茶色、小琉球（台湾）は黄色、中国は桜色に塗つてある。尖閣諸島は台湾の黄色とは全く違つており、桜色に近いので、中国領と認識されていた証拠だというのである。

『中山伝信録』に掲載の地図は、次のものである。事情を知らない林子平は、この地図から、釣魚島が福建省からは実際には420キロと久米島からの倍くらいも離れているのを、福建に近い島だと思いこんだ

のだろう。そして釣魚島が琉球に属していないことは分かっているので、中国領かもしれないと思像したのかかもしれない。中山伝信録の地図は色分けはされていないが、距離関係は杜撰で紛らわしい。また、この時代には一応清の版図に入っていた小琉球（台湾）が、中国と異なる黄色になつているはどう解釈すべきか？ 井上の伝でいくとこれは中国領ではない証拠と言う事になるのだろうか。いずれにしても、この地図は尖閣中国領の論拠には全くならない資料である。

## 10 動かぬ証拠—中国自身が示す証拠資料5点

これまで述べてきたように、歴史的に見て尖閣諸島は昔から琉球（および日本）—中国、あるいは琉球（および日本）—安南、マニラ、シャム、スマトラ、ジャバ等への航海の航路上の標識として知られていた。しかし、絶海の孤島（群）であり、接岸も難しく、近海に近づいて漁業をできる人たちも存在しなかつた。いわんや人が住んだことなど全くなかつた。従つて、無主の地であつたことは明らかである。

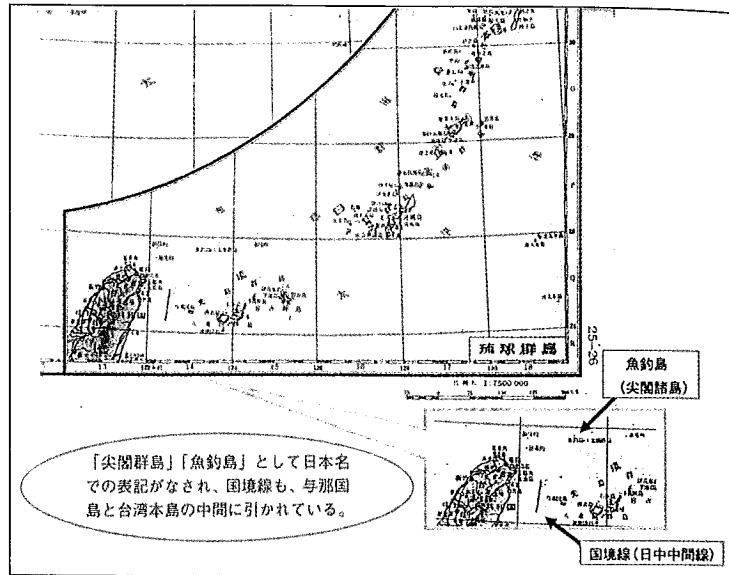
日本は10年近くかけてこの地が無主の地であることを確認するとともに、遠洋漁業船の進歩

とともに日本人が沖縄からこの近海に出かけて、漁業あるいは、島の産物採取等行うようになつてきた実情に鑑みて、先占による領有を明治28（1895）年1月14日に正式決定した。

日本の先占権行使による尖閣諸島の領有に対し清国は一度も異議を唱えなかつた。尖閣領有3ヶ月後の4月14日に日清戦争終結の下関条約が締結されたが、条約交渉中においても尖閣問題について、清国が話題としたことは一度もなかつた。台湾とその付属島割譲の条約の中に尖閣諸島は全く入つていなかつた。明治24（1891）年に日本が硫黄島を先占し領有した時は遙かに離れたスペインが一応問題にしたことがあつたが、それを考えると、全くの異議がなかつたことはむしろ不思議なくらいである。しかし、当時隣国を含む世界中において「当然のこと」として尖閣領有が受け止められていた証拠と考えるのが妥当であろう。

国際法上先占の行使に対する異議が提出されない場合、それだけで領有権は国際的に承認され、確立することになる。即ち追認されたという事である。

しかし、尖閣の日本領有に対しては、異議を申し立てないという默認としての追認だけではなかつたのである。中華民国、中華人民共和国はその後、力関係からしたら異議申し立てできるような環境下にあつたにもかかわらず、むしろ積極的に日本の領有を認めてきた事実があるのである。言わば積極的追認をしてきたということである。



『世界地図集』(1960年北京市地図出版社)

又海外にPRすることを怠つてきただと  
いう事である。

以下5点を紹介することにしよう。

### (1) 『世界地図集』(1960年、北京 市地図出版社)

共産中国で出版される『地図』は国家承認というより國家の公式見解を表明する出版物の一つである。1960年版であるから、共産中国成立から10年以上たつており、又尖閣問題が起る1970年の10年前である。決して混乱の中でたまたま作られ出版された地図ではない。その証拠にもなるが、外務省の冊子『尖

それらを数え上げれば数限り無く出てくるであろうが、ここで決定的と思われる証拠5点を上げてみることにしよう。いざれも中国自身が尖閣日本領有を認めた証拠資料である。

このうち、(1)(2)(3)は、平成20(2008)年8月7日にティケイ株式会社会長の高花豊氏が「日本政府は「尖閣」領有権の根拠を主張せよ」という論文に掲載した資料である。「史実を世界に発信する会」(会長・加瀬英明)では、これを同年9月に英訳して英文サイトに掲載し、世界に発信した。

本年9月、中国漁船の尖閣水域での不法行為、逮捕という事態に、尖閣領有権の事を世界の人々に正しく理解してもらいたい必要性を感じ、このサイトに掲載した論文について改めて発信する会のEmail Newsletter (No.30) で内外に案内したところ、大きな反響があつた。高花論文がWILLなどいくつかの雑誌で取り上げられたとともに、(1)(2)の写真は色々なところで取り上げられ、「週刊ポスト」にも掲載されたことは知る人も多いだろう。

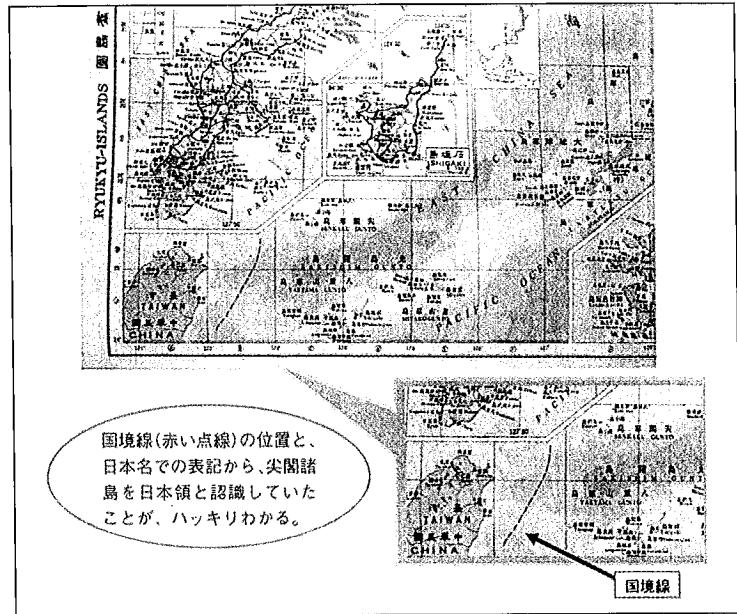
もともと高花論文に掲載されていたものが元になつていて。しかし、その後分かつたことは7、で紹介した外務省情報文化局が昭和47(1972)年発行の『尖閣問題について』という19ページ建ての冊子には、これらと同類の地図がすでに掲載されていたのである。外務省は決定的ともいえるこうした証拠資料を発見し、冊子にまでしていながら、これを「広く」国民に、

中華民国（台湾）が1965年と尖閣問題が起こる5年ほど前に出した地図である。共産国家ではないが、この地図は「国防研究院」と「中国地学研究所」の共同出版という事なので、明確に国家の方針が表現された地図となる。

台湾と日本との国境線が尖閣諸島と台湾との間に伸びている。また「魚釣島」「尖閣群島」という日本名が使われている。（台湾名では「釣魚台」「釣魚台列嶼」）

更に写真は省くが、1967年発行の中学校用教科書『初中地理』でも尖閣諸島は台湾の領土として記載されておらず、同教科書本文では、琉球諸島（琉球群島）の範囲として、「北緯24度から30度、東経122、5度から131度」と説明されており、これに従えば、尖閣諸島はすっぽり琉球諸島に入る。尖閣諸島は台湾の領土ではないと教えていたのだ。

それどころではない。外務省の『尖閣諸島について』には、同じ教科書の1970年版が掲載されている。70年までそう教えてきたわけだ。ところが、1971年版になつてこれが一変した。境界線が変わってしまい、尖閣諸島は琉球から切り離された表示となつているのである。こういう詐欺のようなことを平然と行い、まるで「正義」であるかのように領有権主張を行つてゐるという事なのである。



『世界地図集 第1冊 東亜諸国』（1965年台湾「国防研究院」「中国地学研究所」共同出版）

(2)『世界地図集 第1冊 東亜諸国』  
(1965年、台湾の「国防研究院」と「中国地学研究所」が共同で出版)

じ地図がでているが、1958年版のものが掲載されている。おそらくそれ以前に出されたものあるいは60年以降のものもあるのだろう。それは別にしてこの地図の持つ意味は大きい。

それはこの地図には、尖閣諸島が日本の領域に表示されているだけではなく、「尖閣群島」「魚釣島」（中国名は釣魚島）と日本名での表記になつてゐる。なに疑うことなく、日本領と認識し、認めていたということである。

## 感謝状

(3) 中華民国長崎領事からの感謝状（大正9年、1920年）

中華民國八年冬福建省惠安縣漁民  
郭合順等三十一人遭風遇難飄泊至  
日本帝國沖繩縣八重山郡尖閣列島  
内和洋島承

日本帝國八重山郡石垣村雇玉代勢  
孫伴君熱心救護使得生還故國海屬  
絶災恤鄰當仁不讓深堪感佩特贈斯  
狀以表謝忱

中華民國駐長崎領事馮冕

中華民國  
五月二十日

中華民国長崎領事からの感謝状（大正9年）

「中華民国8年の冬に、福建省惠安県の漁民、郭合順ら31人が、海上での暴風の難に遭つて漂流し、日本帝国沖繩県八重山郡尖閣列島内の和洋島（魚釣島の別称）に漂着した。その際、八重山

感謝状の日本語訳は次の通りである。

まさに日本に対する正式公文書において、沖縄県八重山郡尖閣列島という事を認めた文書である。

ある。

### (4) 1969年中國政府制作の機密扱いの地図

(Washington Times 2020年9月15日号掲載)

Email Newsletter (No. 30) の海外向け発信に対して「反応してきたひとつが、マイアミ大学のドニイア教授からのものである。共鳴を表明し、Washington Times にこんな記事が出ているが知つているかと送つてくださいったのが、次ページのものである。

地図の下には、コラムニストのビル・ガーツ氏のコメントが載つている。

「1969年中国政府によつて作成された機密扱いの公式地図では『尖閣群島』は、日本領とされている。北京政府が釣魚台列嶼は中国領であるとの最近の主張を危うくするものだ。この地図は、東京側の領有権主張を支持するものだ。」

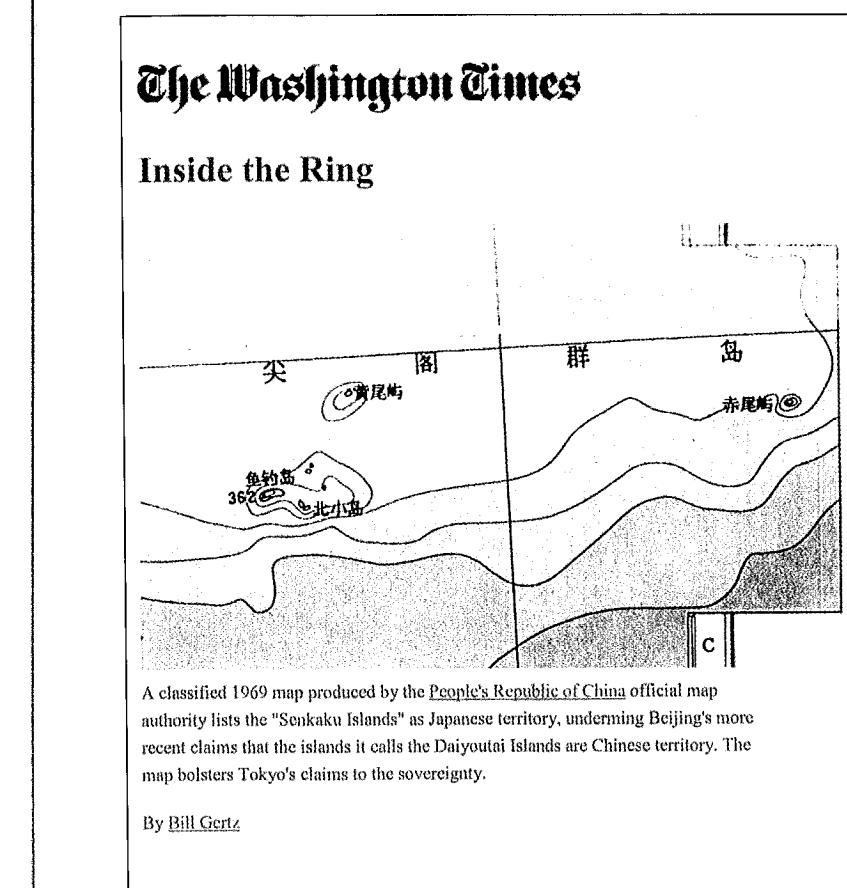
色分けで、尖閣諸島が日本領に入っているだけでなく、「魚釣島」という日本名も使われている。

Washington Times がどのようにしてこの機密扱いの地図を手に入れたのかは不詳であるが、ガゼネタを有名新聞がこのように載せるはずはない。またこれが抗議を受けて問題になつたという情報もない。事実だからであろう。こうした地図が国際的にも認識されてきているのは心強いことである。

『人民日报』1953年1月8日号

『人民日报』は中国共産党機関紙であるが、共産党がすべてを取り仕切る共産中国の国営機関紙と見た方がよい。現在はその権威はかなり低下し、発行部数も100万部と言つたところのようであるが、かつては神聖な国家代表紙として1000万部の発行部数を誇っていた。題字は毛澤東の書によるものである。

『人民日报』が絶大なる権威をもち、そして1000万部の発行部数を誇っていた時代、1953年1月8日号の4面に掲載されたのがこの記事である。タイトルは、「琉球群島人民アメリカの占領に反対して戦う」となつてゐる。その記事の冒頭の一節、傍線を引いた部分



1969年中国政府作成の機密扱い地図 (Washington Times 2010年9月15日号掲載)

何のためらいもなく、尖閣諸島は琉球群島を構成する7組の島々の一つである、と述べ、全中国の人々に伝えているのである。勿論、全ページ4面であつた当時の神聖な人民日報の記事は嚴重なチェックを共産党中央委員会に受け、最終的には毛沢東の裁可を受けなければ発行できないものであった。毛沢東も尖閣は琉球の一部と認識していたという事を意味する。

このように公式に尖閣諸島は琉球の一部である、と宣言していながら、近海に資源があると分かつた途端に、前言がまるでなかつたかの如くに、「尖閣は自國の領土」だと言いだす国家とは一体、人格ならぬ「國家の品格」はどうなつているのだろうか。これが中国の考え方だ、と理解を示す人がいるが、それは危険極まりない考え方である。こんな言つてみればやくざ並の

琉球群島は、わが國台灣の東北から日本の九州西南の間の海上に散在し、尖閣諸島、先島諸島、大東諸島、沖縄諸島、奄美群島、トカラ列島、大隅諸島など七組の島々からなり、それぞれにはたくさんの大小の島々があり、合計で50以上の名称のついた島と400強の無名の小島があつて、全部の陸地合計面積は4670平方キロメートルある。

で次のように言つてゐるのである。

## 資料 琉球群島人民反對美國佔領的鬥爭

人 事 月 报 一 九五三年一月八日

琉球群島佈佈在我國台灣東北和日本九州西面之間的海面上，包括尖閣諸島、先島諸島、大東諸島、沖繩諸島、大島諸島、土安諸島、大隅諸島、日向諸島、大隅諸島、大島諸島、土安諸島、大隅諸島、日向諸島等七組群島。每組都有許多大小不一的小島，總共有五百多個以上有名的小島和四百多個無名的小島。全島地面積爲四千六百多七千平方公里，群島中最大的島是沖繩諸島中的沖繩島（即大琉球島），面積一千二百十一平方公里，其次爲大島琉球島，面積九百零八平方公里，面積七百三十平方公里。琉球群島地處直達一千八百公里，它的內側是我國東海，外側就是太平洋。沖繩島在一千九四五年六月佔領了琉球群島後，就着手在該島建築軍事基地。琉球美國在亞洲大陸上反對計劃的破壞，琉球本地的建築工程也就更趨於極端化起來。這在美國發動侵略朝鮮戰爭時，美國在琉球群島的軍事工程就已佔用了琉球三分之二的土地。用作建設的黃土的費用超過了兩億美元。其後，琉球基地的建造計劃一再擴大，而且以更大的速度進行着。一九五一年六月，“美援新聞”在中國世界在沖繩島的目標是用空襲彈藥彈頭，要使它成爲太平洋的永久基地。由沖繩島起飛，B二十九型轰炸機能迅速到亞洲大陸大部分陸地地區，轰炸半徑可能包括在新嘉坡和利比亞大後路。B三十六型轰炸機也可達到更遠的距離。去年九月八日，沖繩島的美國官員竟公然宣佈：“用來將沖繩島改造成太平洋的直布羅陀”的全部經費還行，防範四億八千萬美元。建築工作正在按計劃進行，防範

『人民日報』1953年1月8日号 傍線は引用者による

無法がまかり通つたとしたら、国際社会の秩序はどうなると言うのか、よくよく考えてみるとべきである。そういう中国流の考え方は、前近代的な中華唯尊主義の考え方であり、単に近代的な思想でないという事だけではなく、世界の国々に害悪をもたらす最悪の不平等思想であるという事である。しかも12億の人口を持つ強国がこんな勝手を平気で言い出したら、人権もなにも通用しない暗黒世界が出現することになるう。

尖閣問題は単に小さな領土を巡る日中の争いではないのである。

#### 〈参考文献〉

- 高花豊著 「日本政府は「尖閣」領有権の根拠を主張せよ」 平成20年8月7日  
外務省情報文化局 「尖閣諸島について」 1972年  
恵忠久著 『尖閣諸島 魚釣島 写真資料集』 平成8年10月（尖閣諸島防衛協会発行）  
浦野起央著 『尖閣諸島・琉球・中国―日中國際関係史』 2002年12月（三和書籍発行）  
原田禹雄著 『尖閣諸島―冊封琉球使録を読む』 2006年1月（榕樹書林）  
井上清著 『尖閣列島』 1972年10月（現代評論社）  
山本皓一著 『日本人が行けない日本の領土』 2007年6月（小学館）